

都市問題パンフレット

№34

財団法人
法團

東京市政調査會

内務省地方局長

坂

千秋

東京都制案要綱に就て

——東京市政の新發展に關する吾等の考へ——



東京都制案要綱に就て 目次

一頁	都制の制定を必要とする理由	七
九	本案の基礎觀念	九
二	三、本案の骨子たる項目	二
三	四、要綱の細目に就て	三
三	(一) 都の區域	三
三	(二) 都の議決機關	三
九	(三) 都の執行機關	九
五	(四) 其の他の都の機關	五
九	(五) 都の財政	九
九	(六) 都の監督	九
九	(七) 都の下級組織	九

東京都制案要綱に就て

— 東京市政の新發展に關する吾等の考へ —

坂 千 秋

東京都制案は云ふ迄もなく極めて多年に亙る懸案であり、その解決は久しく待望せられて來た。今日社會各般の事情に鑑みても速なる其の解決の要が痛感されるものであるが、内務省は去る六月二十七日之に關する地方局案の要綱を發表して、之を二十九日地方制度調査會特別委員會の審議に附したのである。もとより、其の審議は今後に於て爲されるのであるが、此の機會に同要綱に付て我々がどう云ふ基礎觀念を以て又現今の東京市政に關し如何なる認識を有つて且又都政の將來に對し如何なる所に狙を定め本案を講究したものであるかの説明を加へて置き度いと思ふ。世上往々本案の趣旨並に内容に付誤解又は誤傳が存するやうであつて、本案に對する賛否は姑く別とし、その點は甚だ遺憾に思ふ。而して本稿は六月二十九日第一回特別委員會の際の説明に若干の加筆訂正をしたものである。

東京都制案要綱（地方局案）

第一都ノ區域

現在ノ東京府ノ區域ニ依ルコト但シ現在ノ東京市ノ區域ト其ノ他ノ區域トノ間ニハ下級行政組織、課稅權ノ分配等ニ付差異ヲ設クルコト

第二都ノ議決機關

都會ハ左ノ構成ニ依ルコト

一、組織及選舉

イ、議員ノ定數ハ百人以内トスルコト

ロ、議員ノ任期ハ二年トスルコト

ハ、選舉區及各選舉區ノ議員定數ハ都參與ノ議ヲ經都條例ヲ以テ之ヲ定ムルコト

ニ、公民資格ハ市制ニ準ズルコト

二、職務權限

イ、議決事項ハ重要事件ノ範圍ニ止ムルノ方針ニ依ルコト

ロ、都會ハ會期ヲ定メテ之ヲ招集スルコト

ハ、豫算ノ増額修正及出納實地檢査ノ制ハ之ヲ認メザルコト

ニ、議決公益ヲ害スト認ムルトキ等ニハ都長官ハ之ヲ都參與ノ議ニ付シ處置シ得ルコト

三、其ノ他

イ、都會議員ハ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ザルコト

ロ、都會議員ノ費用辨償ニ關シテハ都參與ノ議ヲ經テ定ムルコトトシ費用辨償ノ外囑託手當ノ類ヲ支給セン
トスルトキハ都參與ノ議ヲ經ベキコト

ハ、都會書記ノ定數ハ都參與ノ議ヲ經テ都長官之ヲ定ムルコト

第三都ノ執行機關

一、首長

官吏(都長官)ヲ以テ之ニ充ツルコト

二、補助機關

イ、次長

都長官ノ最高輔佐機關トシテ次長一人ヲ置キ官吏ヲ以テ之ニ充ツルコト

ロ、其ノ他

1、適當ナル範圍ニ於テ官吏ト吏員ヲ併用スルコト

2、都吏員及都會書記ノ任用、俸給及退職料ニ關スル規定ハ都參與ノ議ヲ經監督官廳ノ許可ヲ受ケ都長官

之ヲ定ムルコト

3、市及都ノ吏員ハ都ノ官吏ニ任用シ得ル途ヲ拓キ、尙其ノ場合恩給年限ヲ通算スルコト

第四 其ノ他ノ都ノ機關

一、都參與

都政ノ最高顧問府トシテ左ノ構成ニ依ル都參與ノ制ヲ設クルコト

イ、都參與ハ貴衆兩院議員、産業經濟團體文化團體等ノ代表者、從前市長又ハ都長タリシ者其ノ他學識經驗アル者ノ中ヨリ都長官ノ推薦ニ依リ政府ノ選任スル者十人及都會議員中ヨリ互選スル者五人ヲ以テ之ヲ組織スルコト

ロ、都參與ハ法令ニ依リ其ノ議ヲ經ベキ事件ヲ議決スルノ外都長官ノ諮問ニ應ジ都政上特別重要ノ事件ニ關シ審議スルコト

(備考) 從來ノ如キ參與制ハ之ヲ廢止スルコト

二、都 理 事

公營事業ノ特別機關トシテ左ノ構成ニ依ル都理事ノ制ヲ設クルコト

イ、都理事ハ公營事業ノ經營ノ爲都參與ノ議ヲ經テ之ヲ設置シ得ルコト

ロ、都理事ハ民間ノ材ヲ舉用スルヲ趣旨トシ都長官之ヲ選任スルコト

三、委 員

都ノ事業ニ關スル専門的調査ノ機關トシテ左ノ構成ニ依ル委員ノ制ヲ設クルコト

イ、委員ハ都參與ノ議ヲ經テ之ヲ設置スルコト

ロ、委員ハ特別ノ専門的知識經驗アル者ノ中ヨリ都長官之ヲ選任スルコト

ハ、委員ハ都ノ事業ニ關スル特殊ノ調査ニ當ルコト

(備考) 從來ノ如キ委員制ハ之ヲ廢止スルコト

四、審 査 會

行政爭訟等ノ機關トシテ左ノ構成ニ依ル審査會ノ制ヲ設クルコト

イ、審査會ハ都部内ノ官吏及部外ノ官吏ノ中ヨリ内務大臣ノ選任スル者若干名及都參事會員ニ於テ互選スル者若干名ヲ以テ之ヲ組織スルコト

ロ、審査會ハ行政上ノ爭訟事件ヲ審決シ及都吏員ノ懲戒ニ關シ必要ナル議決ヲ爲スコト

第五 都 ノ 財 政

一、都 ノ 經 濟

單一制トスルコト

二、都 税

イ、都税ノ種類ハ大體ニ於テ府縣税ニ準ズルコト

ロ、都税ノ税率ハ大體ニ於テ左ノ通トスルコト

1、區 ノ 區 域

府縣税及市税ノ税率ヲ合セタルモノニ依ルコト

2、其ノ他ノ區域

府縣税ノ税率ニ準ズルコト

第六 都ノ監督

都ハ内務大臣ニ於テ之ヲ監督スルコト

第七 都ノ下級組織

都ヲ分チテ區市町村及島嶼トスルコト

區ハ現在ノ東京市ノ區ノ區域、市ハ現在ノ八王子市ノ區域、町村ハ現在ノ三多摩ノ町村ノ區域ニ依ルコト尙島嶼ニ付テハ差支ナキ限り成ルベク一般ノ町村ト同様ノ制ヲ施行スルコト

一、區

區ノ構成ハ左ノ通トスルコト

イ、區ノ權能

- 1、都條例ノ定ムル所ニ依リ財産及營造物ニ關スル事務ヲ處理スルコト
- 2、課税ニ關シテハ從來ノ如ク區ニ屬スル都税ノ制ニ依リ、起債ニ關シテハ一時借入金ノ制ヲ認ムルコト

ロ、區ノ議決機關

- 1、區會議員ノ定數ハ十五人乃至二十五人トスルコト
- 2、區會議員ハ都會議員ト相兼スルコトヲ得ザルコト

ハ、區ノ執行機關

- 1、區長ハ都吏員トシ都長官之ヲ任免スルコト
- 2、都ノ事務ハ成ルベク區長ニ分掌セシムルコト

ニ、區ノ監督

區ハ第一次ニ於テ都長官、第二次ニ於テ内務大臣之ヲ監督スルコト

二、町 會

イ、都參與ノ議ヲ經區ノ區域ヲ分チ町會ノ區域ヲ劃シ得ルコト

ロ、町會長ハ町會ノ意向ヲ尊重シテ之ヲ定ムルコト

ハ、町會長ハ區長ノ事務ヲ援助シ及部内ノ共同事務ヲ處理スルコト

ニ、町會長ノ管理ニ係ル會計ニ關シテハ報告ヲ徴シ其ノ他必要ナル措置ヲ講ジ得ルコト

一 都制の制定を必要とする理由

東京都制制度を必要と致しまする理由は既に夫々の立場から論ぜられて居る所であります。只今私共として考へて居りますことをかひつまんで申上げますと、第一に、東京の如く實に六百萬有餘の人口を有し、恰も全國の人口の一割にも達する、此くの如き世界中にも滅多に類を見ない所の巨大なる都市が僅に人口三萬や五萬の地方の都市と同じ市制と云ふ劃一の制度で規律せられて居るのが現在であります。是は明に地方行政を適正有效に運用する上から甚だ妥當でない。今日の市制の規格は到底東京市の如きを規律するに適合せぬと考へられるのであります。即ち、現在の市制と云ふが如きものは現在の東京市、將來の東京都の如き巨大都市の行政關係政治機能を規律するのに甚だ適當でない。之に關し深甚の考慮を必要とする。之が第一點であります。第二點

は現在東京府と東京市と云ふ二つの巨大なる公共團體が大體に於て同じ地域を根柢として並立並存して居ることの不合理な點であります。殊に近隣町村の大合併により大東京の成立したる今日、此の府市並存と云ふことが寧ろ奇異である、實狀に鑑み甚だ不合理である且多くの弊害を伴ふ。此の點、その不合理性に於て甚だ顯著なるものがありますので、之を是正し之を考へ直して見なければならぬこととあります。之は、衆論一致する所と存じます。第三點は、第二點として申上げましたことゝも關聯致して居りますが、所謂從來から屢々申し述べられて居ります所の、二重監督の撤廢と云ふ點であります。東京市は今日法制上東京府知事と、内務大臣との二重の行政監督を受けて居る。然し乍ら、斯くの如きことは東京市の大に成長發展せる現狀に鑑み其の必要が甚だ減少して居る。之を廢止して行政を單純にするが宜しい。斯う考へましたこととあります。第四點は、市政の刷新向上であります。現在の東京市政の狀況を見ますに、既に世上屢々論議の喧しきものゝありますやうに、忌憚なく申上げますれば、斷乎として其の更始一新を期さなければならぬ。之を刷新致しまして其の積弊を改め、明朗市政の實現を企劃しなければならぬ。東京市政の刷新、明朗化、能率化は、甚だ必要であると云ふことを考へて居ります。第五點は、同じ都市と云ひましても、東京は、政治、行政、經濟、文化其の他一切の國力の源泉たる帝國の首都であります。國家の神經中樞であります。即東京市は他の都市とは自ら異なる多くの特殊性を有つものであり、國家と密接不可分の相關關係に在るものでありまして、其の帝都たる地位に鑑み、東京都制案は又自ら其の獨特の立場から考究する必要があると考へました。

極めて簡單でありますが、大體以上の諸點から觀察致して、私共は今日東京都制を急速解決する必要があると考へるのであります。

二 本案の基礎觀念

然らば、さう云ふ必要から出發するとして、所謂都制案を考案するに方り、どう云ふことを捉へて其の基礎觀念と致したかどうか云ふ根本の考へ方を以て此の都制案を考へたか。之を先づ以て一應申上げて置くのが御諒解を戴くに便宜であると思ひます。而して是は只今迄に申上げましたことゝ關聯するのであります。之に付ては其の第一點として、所謂巨大都市、人口面積生活内容等非常に膨大複雑なる都市に付ては、必ず其の都市に内在する特殊性、特殊性と云ふものを考へねばならぬ。而して其の都市の内容實質機構活動等によく即應した制度を考へねばならぬ。從來の如く、市を總てに付一律一體に考へ、市に關する全國の制度を千篇一律にすることは最も實情に合致しない。巨大な都市に付きましては、其の都市が巨大なるが故に持つて居る凡ゆる特殊性等を充分考へ、又帝都たる都市に付ては、其の帝都たるが故にそれがもつ國家的地位並に責任と云ふが如きものをも深く考慮しなければならぬと云ふことであります。

第二點は、都市行政の刷新並に能率化であります。今日の市政のまゝを將來に繼續することは世人の許さぬ所であります。即ち、將來の都政は刷新せられたる都政であり、能率化せられた都政でなければならぬ。而して、之は現在の如き組織の下では到底目的を達することは出来ないと思ふ。其の刷新の爲めと云ふことに深き考慮が拂はれてゐなければならぬと考へました。

第三點は、少々理論的に互る點でありますが、私共はかう考へる。東京府と東京市との二の公共團體が合體致しまして一つの公共團體に發展する。兩者が共に發展的解消を遂げて、新なる東京都が生れて来る。この東京都なるものは申すまでもなく國家に直屬する所の最上級の地方團體であります。而して此の最上級の地方團體は、同時に、特に帝都と云ふ他に比類なき特殊の地位を持つて居るのである。私共は此の東京都が具有する所の最上級の地方團體として且帝都としての國家的意義と云ふものに着目せねばならぬと思ふのであります。之は重大なことである。之を唯單に一つの公共團體である普通の町村の如きものと同視すると云ふことは、甚だ誤謬であり、輕率である。左様な單純な考へ方は許されないものであると私共は考へて居るのであります。國に直近して居る最上級の地方團體或は帝都と云ふ無比の特殊の地位を持つ公共團體は、之を唯そのものだけの單純な地方的經營に委ね難いものがある。國家は、自己と最も緊密なる關係に立つその公共團體の經營に關し相當の發言權を有つことは當然である。進んで積極的に其の行政に施設に參劃し參與することが必要である。國家自ら其の地方團體の經營に關與することは當然必要であつて、普通の自治團體の場合の如きと同一に論ずるを得ないものと考へて居るのであります。是が第三點であります。

或は大都會には自治がないと云つて居る學者もあります。之は大都會の實相に着目した議論であります。一步を譲り假令自治がないと迄は云はずとも、同じ所謂自治團體と申しまして、其の總てを劃一的に見ることは誤であります。其の所と内容と、其の他各種の社會的諸條件の異なることに依りまして、各團體は甚だしく内容を異にし、從て其の自治の内容及様相等に相當の相違があるべきことは當然であると思ふのであります。一國の政

治、行政、經濟、文化各方面の中核として及其の他色々な意味に於きまして、其の國家的意義を甚だ濃厚にし、從て國家自らが其の施設經營に極めて深い關心を持たなければならぬ團體と、單純な地方僻遠の農村の如きものとを同一視することは許されない。我々は靜に省察すべきである。然るに、唯漫然として自治の本義を説き、之れ等の實情を無視し、公共團體なるが故に自治團體なるが故に云ふが如き空念佛は、果してどう云ふものであらうか。行政制度の劃一性を打破すると云ふことは既に屢々論ぜられて居る所であります。自治制の内容に付ても亦全く同様でなければなりません。此の點に付ては我々十分に考へねばならぬ問題であると考へて居る次第であります。

以上大略申し述べましたやうな考へ方が、即ち基礎的觀念が、表面的に何等かの形に表はれて居ると居らざるとに拘らず、此の案の全體に付て其の底に流れて居ると云ふことを申上げて置きたいと思ふのであります。

三 本案の骨子たる項目

斯う云ふ基礎觀念に立脚して立案致しました要綱の骨子たる項目を述べて見ますが、大體に於て是は既に各方面で委しく論議せられて居ることで皆様方のよく御承知のことでありまして、私より事新しく申上げるまでもないことでもあります。第一には、先づ都の區域をどうするかと云ふことが問題になるのであります。市の區域か、府の區域か、島はどうするか。第二には都自體の組織の問題でありまして都を如何に組織構成するか。即ち、都會の組織、權限を如何にするか、都政の執行機關を如何にして構成するか、或は都會と執行機關との關係

をどう云ふ風に規律して行くか、或は都内各方面の代表的人物を何等かの方法を以て都の行政に動員致し、都政に参劃して貰ひたい、或は都の吏員制度、則ち吏僚組織を如何にして整備するか、其の規律と能率化を如何にして考へたら宜いか、或は公營事業に付特別の組織を考慮する必要があるかと云ふやうなことであります。第三には都内の下級組織と申しますか、都下の行政機構の諸問題であります。即ち、區でありますとか市町村でありますとか、或は島嶼でありますとか、或は町會をどう云ふ風にしてやつたら宜いかと云ふやうなことであります。之れ等の項目が地方局案に於きまして其の都制の骨子として研究致しました主たる項目で御座います。

以上は要綱案の全體に互り豫め其の總論的な事柄の大略を申上げた次第でありまして、次に稍々詳細に個々の問題に付て御説明申し上げたいと思ひます。

四 要綱の細目に就て

(一) 都の區域

第一は都の區域の問題であります。都の區域に付きましては、本案は「現在ノ東京府ノ區域ニ依ルコト」になつて居ります。即ち、將來の東京都の區域は現在の東京府の區域に依り、三多摩を含み島嶼の部分をも含むのであります。是に付きましては、之に反對の意見のありますことも十分承知して居ります。或は將來の都は現在の東京市の區域に依るべしとする有力なる意見がある。然しながら私共は實際問題として今日の處、都の區域は東京府の區域に依るより外に致方がない、斯やうに考へて居ると申しますのは、第一には三多摩地方を除外し得ざ

る永年の沿革上の理由があると思ひます。第二には、三多摩地方は或は水源、墓地、公園其の他の施設等の關係から致しまして、必ずしも東京都の經營と無關係であるとは考へられない。都市經營上相當密接なる關聯を持つ地域であると考へる。第三には假りに殘存の三多摩其の他の地域を切り離すと致しましても、其の殘存部分の適當なる處理方法がない、之を如何に處理するかと云ふことに付適當の案が発見出來ないのであります。是等の積極的並に消極的の理由に因り東京府の區域を以て都の區域とする案を立てたのであります。

(二) 都の議決機關

第二は都の議決機關の問題でありますが、都の議決機關は申すまでもなく、將來の都行政上極めて重要な機關であります。此の重要な都制上の意思機關が如何に適切に構成され、如何に有效なる機能を發揮するかと云ふことに付きましては、其の必要性並に重要性に鑑み特に慎重入念なる考慮を拂つた積りであります。而して其の考慮の中心は之に基く都行政の進展刷新或は其の能率化明朗化と云ふことであります。此處で一寸と申し添へて置きたいと考へますのは、新聞紙上其の他に都參事會が將來なくなると云ふやうに誤り傳へたものがあつたやうであります。之は或は文字の不十分な點から生じた誤解でありまして、將來も都の參事會は之を存置する積りであります。即ち補助的な議決機關として都參事會は依然として存在するのであります。

都會の組織に於きましては、先づ議員の定數を百人以内と云ふことに致したのであります。現在の市會議員は百六十名であります。之を百名以内に減じたいと云ふのであります。何が故に之を減ずことを適當と考へたかと云ふと、私共は第一に議事能率を増進する意味から致しまして、之は大體に於て百名以内が宜しいと考へて居る。

餘りに數多くの人達があることは、却て議事能率の向上を期する所以でない。議事が正しく且圓滿有效に遂行されるためには東京都の實情に即し先づ百名以内と云ふ程度が宜しいと考へて居ります。第二には、都會議員となるべき方々の——言葉が或は稍々不穩當かも知れせぬが——所謂素質の向上の問題であります。

どう致しましても、數多くの人が出る場合よりも、比較的少數の人が出た場合の方が、其の素質の點に於て私は向上があると考へます。又出る本人から申しましても、數多い者の中の一人と云ふ場合よりも少數の場合の一人であるときの方が、自尊心、責任心が進んで来る、社會的の評價も自ら高まつて来る。斯様な意味に於きまして、私は議事の能率を促進して其の圓滿なる遂行を圖り、都會議員の素質を向上し、且都會議員に對する社會的の評價を高める、結局都會を立派なるものにするが爲には議員の定數は此の程度に減じたが宜しいと考へるのであります。最近の外國の立法例も同じ傾向を辿つて居る。

第二には議員の任期であります。之は御承知の通り現在は四年であります。之を短縮して思ひ切つて二年位にしたらどうであらうか。是も地方農村等の比較的世の中の移り變りの目に立たぬ所では現在通り四年位で宜しいと思ひますけれども、東京市のやうな最も社會各般の情勢の急速に變化する場所、所謂テンポの恐しく早い所に於ては——殊に最近の情勢など其の顯著なるものであるが——こゝで四年の任期は少し長過ぎはしないか、どうも實狀に即應しないやうに考へるのであります。尙、之を選挙する人の側から申しましても、一の選挙の効果が四年間も繼續する方が宜しいか、或は二年目毎に切り替へて、其の都度新に選挙人の判断を求める方が宜しいかと云ふことになりましたと、私は二年目位には之をきり更へて、都市行政の刷新向上を圖る爲批判の機會を多からし

むることが甚だ必要であると考へて居るのであります。

第三の選挙區の問題であります。是は現在に於きましては、三十五區が大小に拘らずそれぞれ別々に選挙區をなして居る。是は議員定數の減少との相關關係もあるのであります。議員の定數が減少となれば一層のことであるが、現在のやうに三十五區にも小さく選挙區が分れて居るのが宜しいか、或は相當大きな選挙區に於て選挙を行はしめた方が宜しいのではなからうか大に之は問題であります。惟ふに、餘り小なる選挙區は都市の生成發展上好ましくない。現在の選挙區制は現在でも果して適當であるかどうか疑はしいのであります。況んや議員の定數を減らすと云ふ場合には其の感を更に深くする次第であります。

第四は公民資格のことでありまして、之にも世上には色々論議があるのであります。公民資格に付ては事頗る重大であり、又都制のみに特殊のことを考へることが果して適當であらうか、餘程疑ひを持つて居るのであります。従ひまして之はどうしても廣い見地から社會百般の事實より考究し、全國普遍的に考慮致しました結果もし適當の案が考へられますれば、都制に付きましても亦當然取入らるべきものであります。唯都制のみに限定致しましては、公民の資格に關して、十分の成案を得ることが出来ませんで、一應之は全國的に見ての攻究を要する問題として、他日に留保して置きたいと思ふ次第であります。

第二の點は、都會の職務權限の問題であります。私共は都會の職務權限としては、第一に「議決事項」へ重要事件ノ範圍ニ止ムルノ方針ニ依ルコトに致したいと考へるのであります。現行の市制の法規によりますと、先づ市に關するあらゆる事柄が市會の決議を以て行はれるべき建前になつて居るのであります。市會中心主義と云ふ

か、凡そ市會が市政百般の中心であると云はれる。併しながら之はどう云ふものであるか、靜かに考へて見まするに、將來大に考慮を要することであつて、過去の弊害を見ても、將來の複雑多端なる都政の發展伸張を考へても、この巨大なる大東京に於て、凡そ都に關する一切の行政が都會の決議に依らなければ行ひ得ないと云ふが如きことは都行政の能率を擧ぐる上に於て果して妥當であらうかどうか。それで思ふに都行政の根本となるべき重要な事柄に付きましては、勿論都の意思機關であります都會が當然に其の權限を持ち之に發言決定すべきものでありますが、之は其の限度を以て適當とするのであつて、凡そ事の執行に屬するもの、比較的輕微な性質のもの、瑣末な定型的なもの、如きは、之は都の執行機關を尊重致しまして、之を其の執行機關の權限に移し、能率化を圖るべきものであると考へます。議決事件を重要事件の範圍に止めますことは、議決機關本來の性質から見ましても、東京の如き莫大な分量の事件を扱はねばならない團體の實情から考へましても、當然であると思ひます。之は決して自治の本義を沒却するものではありません。寧ろ自治の成果を收むる所以であります。然らざる限り自治行政は其の弊害に堪へぬことになると思ひます。もとより、重要事件に限定は致しまして都會の權限は定に廣汎であり、其の都政に關し基本的決定權を有することは微動もしないのであります。重要事件の限度は事件の範圍に依り又其の程度に依つて適當に決定さるべきものであります。

第二の「都會會期ヲ定メテ之ヲ招集スルコト」、是は一言で申し上げますと、過去の經驗に鑑み、萬年市會と稱せられて居るものを改めやうと云ふのであります。市會が改選せられ第一回の招集がある、其の以後は議員の任期中四年間開き続けると云ふやうなことは世上既に色々の論議があり充分御承知のことと思ひます。之は甚だ

適當でないと思ひのでありまして、適當に改めたい。即ち都會は會期を定めて招集する立前がよい。それで充分であると思ふ。勿論審議すべき事件の輕重に依り、永い會期を要する場合もありませうし、或は又短期間で足りるものもあると思ひます。要するに、都會は適當なる會期を定めて必要の都度之を招集する。斯う云ふことが實情に鑑みても必要であり、或は又都會の能率を上げる上にも適當であると思ふのであります。而して此の改正の點は前述の都會の權限に付其の「議決事項ハ重要事件ノ範圍ニ止ムルノ方針ニ依ルコト」と云ふ點と相通する考へ方であります。

第三は「豫算ノ増額修正及出納實地檢査ノ制ハ之ヲ認メザルコト」と云ふのであります。是は理論的に申しまゝすならば第一に都會（現在の市會）は現行法上既に豫算の發案權がないのでありまして、財政の安固を期する上に於て當然であり、而して之は帝國議會が豫算に關する場合に於ても亦全く同一であります。帝國議會とると地方議會とるとを問はず議會が豫算の發案權を持つて居らないのが當然でありまして、而して、豫算の發案權がないと云ふことならば、全く同様の理由を以て豫算を増額する修正は之を認めないことが當然である。此の當然の結果として、既に久しく帝國議會に於ては豫算の増額修正は認められて居らないが、然るに、地方議會に關しては或る程度迄（豫算の同一性を害せざる限度に於て）は豫算の増額の修正は發案權の侵害でないと云ふ解釋があり慣行として内務省も亦之を認めて居つたのであります。之は實際に於て色々弊害もあるし、其の點は内務省が其の考へを變へる必要があると思ふのであります。勿論、増額修正を認めないと云ふのでありまして、減額修正や不必要科目の削除等の差支ないこと、即ち其の意味の豫算の修正權を有することは當然であります。次に出

納實地検査も之は一見單純なことのやうでありまして、其の實は非常にむづかしいことであります。各方面に亘り適實に會計の實地検査をすると云ふことは、非常に困難なことで餘程専門的の知識を要する。唯素人が漫然行つて見て分ることではありませぬ。都の組織の内部構成に於ては勿論職として十分に其の方のことを擔任する職員も出来るのでありませうから、之はそれに委すがよい。何等それ等の専門的知識のないものが出納の實地検査をすると云ふことは意味のないことであるのみならず、却て結果が面白くないと思ふのであります。是等の事柄は過去の經驗に鑑み實際から見まして弊害があると私共は見えて居るのであります。其の弊害を除去する意味も充分にあります。

第四に「議決公益ヲ害スト認ムルトキ等」云々とあることに付きましての處置方法の定め方であります。是は俗に所謂原案執行と云ふやうな場合に該當すると思ふのでありますが、是は即ち都會と都の執行機關との間に豫算其の他の議案に付意見の扞格を生じ、都の執行機關が立案致しました議案が都會の意見により修正を受ける、都理事者は之に承服が出来ない、斯う云ふ場合の處置であります。斯う云ふ場合には普通のやうに監督官廳の指揮を受けて之を決すると申すよりも、寧ろ今回は、後に申しますやうに都參與と云ふ新なる都の機關を設けたのでありますから、其の機關の働きに俟ち、其の意見に依つて果して此の場合都會の言分が正しいのか、都の執行機關の意見を以て是なりとするかを決めるが宜い。監督官廳迄之を持つて行かないでも、そこは之を都に於て自治的に決めた方が妥當であらうと云ふ意味であります。

それから、次に三の「其ノ他」に付きまして申します。

第一の「都會議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ザルコト」、今日でも府縣制に於ては「府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ズ」と云ふことになつて居ります。色々議論もあるやうですが、私は此の點は都が最上級團體であることから考へまして、府縣制に於けると同様兼職を禁止する方が宜しいと考へて居ります。

第二は、世上兎角の論ある都會議員の費用辨償とか囑託手當の類に付ての事項であります。斯う云ふ席で公に申上げるのも餘り面白くないやうな事柄であります。世上色々斯う云ふことが論議になりまして、彼是やかしい問題であります。そして、是は必ずしも世間の批評が全然當つて居ると云ふのでもありません。中には或は誤解に基くと云ふ點もありませう。然し乍ら、それ等の原因には議員が自分の待遇、自分の報酬の如きものを、所謂御手盛りと云はるゝ自分達の議會にかけて極めると云ふ點があるのではないか。兎に角世上さう云ふ論議があると云ふのは、自分の待遇自分の手當報酬を自分できめて居ると云ふことで、之は他から觀察して動もすれば猜疑心や誤解等を起され易い、かう云ふやうに考へられますので、是は中正なる都參與と云ふ機關が出来るのであるから、其の中正なる議を経て決定されれば、世人も納得し、つまらぬ誤解も起きずにすむのではないかと考へた次第であります。

第三の都會書記の定數のことではありますが、是も「ロ」に付て申上げましたと同様色々論議もありますし、且又其の實情から見しても、之れ亦矢張り直接に關係のある都會自らが之を決定すると云ふことでなくして、中正なる都參與の議を経て之を適當に御決めになつたら宜しからう。斯う云ふ風に考へて居る次第であります。

(三) 都の執行機關

第三の「都ノ執行機關」の問題に移りますが、其の第一は云ふ迄もなく所謂「首長」の問題であります。本案には都の首長には「官吏(都長官)ヲ以テ之ニ充ツルコト」、斯う云ふことであります。即ち所謂官選であります。私達は官選首長を是なりと信じ、之を以て進みたい。此のことは申上げるまでもなく、從來から都制の論議の中心のやうになつて居りまして、官選公選と随分喧ましい。地方局案の官選制が公表せられてからも、一兩日來の新聞等にも相當議論が出て居る次第であります。内務省は官選論を固執して居ると云はれ、之が東京都政に對し如何にも分らずやのやうに非難せられて居る向もあるやうであります。之は、お互が眞摯に都政の先途を憂慮して深く考へて見たい。只漫然と自治の本義だなどと云ふのでなくして、深く沈潜して省察検討しなければならぬ責任があると思ひます。

それでこゝに何が故に私共が所謂官選論を考へて居るかと云ふ事情を卒直に申上げて御批判を仰ぎたいと思ふのであります。

第一は、先程も申上げましたが、都制の實施は東京市と府とが合體致しまして、一つの非常に巨大なる地方公共團體と爲ることである。而して其の巨大な地方團體は所謂國家に直屬する所の最上級地方團體であります。而して眞に之は一國の首都であります。帝都たるの特殊の地位を持つて居るのであります。此の團體を普通の自治體と同視することは出来ない。此の團體を持つ國家的意義と云ふものは私は非常に大きなものがあると思へる。勿論之を地方の一農村、一漁村の如きものと同一視することは根本的の誤謬である。之を同視して、それは「一自治體であるが故に」などと云ふやうな單純な考へ方、それは唯單なる一つの公共團體に過ぎず從て亦其經營

も地方的意義を持つに止まるやうに考へるのは、私共は根本的の間違と云ふか、餘りに皮相な劃一的な見方であると思ふのであります。東京都の經營は其の本質に於て決して單なる地方的意義のものではなく、寧ろ國家的意義が甚だ深いのである。從て其の經營も亦之を全く國家の手を離れた地方的の經營に委ねることは到底適當でない。少なくとも此の巨大なる帝都の制を定むるに當り、日本國家は國家自らが帝都の經營企劃に付て相當の形式内容に於て參與し關與する必要があることは明であると思ふ。他の都市は全く趣を異にする點あることを考へねばならぬ。外國の事例を見ても帝都の經營には特別の考慮が拂はれて居ることは云ふ迄もない。又更に所謂都長と申しますか、所謂公選せられたる首長の下に於て帝都行政を運營せしめると云ふことは、却て帝都に於て他の地方よりも國家の關係を稀薄ならしむるものである、各府縣に地方長官ありて各地方行政の中核を爲し樞軸たる働きを爲して居るが、帝都は却て公選都長である、之は今日影を潜めたる知事公選論を先づ帝都に於て實現せんとするものであります。普通の府縣、帝都以外の、帝都に比しては比較的國家との相關關係の薄き團體よりも、却て帝都の方を更に一層國家との關係に於て稀薄にし、獨立的ならしむるものであつて、其の不條理は明白であり、國家の制度として容易に成立し難きものと考へるのであります。即ち、帝都が公選都長の下に其行政が(決して地方的意義のみに考へられぬ)純然たる地方的の經營の建前を採ることになつては、本質的に國家との關聯の特に深かるべき筈のものが、却て全國何れの地方よりも關聯が薄くなつて來るのであります。是はどう考へても適當でないと思ふ。官選は唯決して官吏の數を増すとか、官吏なら立派であるとか云ふやうな、さう云ふ薄つぺらの考へではありませぬ。官吏ばかりを尊重するのでは毛頭ない。唯國家は自ら其の帝都の行政に相當に關與

する必要と責任とがあり、而して斯くあらしめるには我々が考慮致しました所では、所謂官選の方法以外に適當なる方法を發見し得ないのであります。

第二は都政の刷新向上の爲めであります。久しきに亘る東京市政の實績に徴しまして其の抜本的刷新と健全なる將來の發展を圖るため、私共は官選が宜しいと思つて居るのであります。從來東京市政に付きましては——此處には東京關係の方々も御集まりでありまして、甚だ言葉が過ぎるやうで恐縮であります——始終大小様々の兎角の論議のあることは、是は事實として認識しなければならぬと思ふ。而して其の理由は何處に在るか、是も色々に考へ得るでありませうが、私は現行制度の如き市會が市長を選挙することに弊害の根本があり之が其の重大なる原因を爲して居ると思ふものであります。言葉を換へて申しますなれば、東京市會に於て市長を選挙する、市長は市會の力に依つて市長の地位に就いて居る。其の活殺の權を市會に握られて居るのである。而して過去に於ての東京市會の行動は如何、假令選ばれたる東京市長が如何に明敏有能な人でありまして、東京市長として市會に必要なる牽制を受くることなくして、自由に其の明敏有能なる手腕を揮ひ得ると云へるであらうか、必ず煩はしい市會の掣肘干渉を受けて十分なる手腕の發揮が出来ない、斯う云ふ状態があると思ふのであります。是が從來東京市政の腐敗とか、其の積弊と稱せられるものゝ大なる原因をなして居ると思ふ。

此の意味に於きまして、非凡なる人も東京市長になることによつて平凡人となると云ふやうな馬鹿げたことのないやうに、都の執行機關が市會の掣肘を受けませぬで、獨自の識見を持し、捉はれざる立場に依つて十分の働きをすると云ふことを制度上保證すると云ふことが私はどうしても必要であらうと思ふのであります。而して其

の方法と致しましては若し所謂官選の方法以外の適當な方法がありますならば、それも一つの方法ではあらうと思ふのであります。私共が考へました所では、他に實行し得べき適當なる方法は考へ得ないのであります。

第三の點は、將來の都の行政中には、官吏たる身分を持つ者でありませぬと掌理し難い國政事務があると考へらるゝことであります。現在の府市の行政機構を統合致しまする場合、其の首長たる者が自ら執行すべき權限が、凡て所謂公選の都長の權限として執行し得られるかどうか、是は甚だ議論があると思ひます。私共は執行し得られないものがありはしないかと思ふのであります。命令の制定權、官吏及待遇官吏の任免權、例へば小學校教員の任免、褒賞賜與の權限の如きは憲法の趣旨に照して公選の都長には委ねることは認め難き理由があるのであります。其の他市町村等の監督權を初め現在府知事の權限に屬せしめらるゝ國政事務であつて公選都長に屬せしめることを事の性質上不適當とするものの如きも亦甚だ少くないと考へて居るのであります。假に公選都長を置くとしたならば此等の事務は之を如何にして執行するかと云ふ問題になるのであります。若しそれ等の事務を執行する爲めに其の爲め特に別個の機關を設ける等の方法を採れば之は別でありませうが、そんな不必要な、又徒に事態を複雑にするものは、此の際新に都制を施行する精神に合はないのであります。都長の公選を主張する者でも或範圍に於ては官吏たる身分を持つて居る行政機關がなければ執行出来ない又は執行に適しない行政事務のあることを認め、其の爲め別に其の行政機構が必要であると云ふやうに考へて居るやうであります。

都の首長を官選にすれば、之が爲め東京市又は東京都の自治が亡びるとか何とか自治とは唯一に執行機關が官選か公選かのみに懸つて居るやうな洵に幼稚な單純な議論もあるやうであります。之は少し複雑で、廣い考

をもつて貰はねばなりません。自治も廣く國家統治の一形式に過ぎず、從て其の内容形式も場合と所とによる。自治の型は千遍一律ではない。政府が帝都たる東京の實情に即し任命する官吏を以て其の執行機關にする場合、それだけで之は斷じて東京都の自治を減するものでない。唯、都の自治の形式、内容は既に屢々申上げましたやうに、之を地方農村の如きものと同一に見るのは根本的に間違つて居る。同じ自治團體でも其の地位や内容に從て國家的意義が異なる。從て其の自治の形式等に於て異なるものを生ずるも亦當然である。全國一律一體に總て同じものでなければ自治でないと思ふやうな考へは、本當の考へ方ではあるまい。此の問題を解決し得ない。斯う云ふ氣持で居ると云ふことを申上げて置きたいと思ふのであります。

それから、第二の「補助機關」の問題であります。

第一に、次長を一人置く、是は當然のことであらうと思ふのであります。之を複數にするかどうか、是は稍々小さい問題であります。

それから、第二の「其ノ他」であります。

「適當ナル範圍ニ於テ官吏ト吏員トヲ併用スルコト」、是は實際問題としてなか／＼むづかしい問題であると考へます。即ち、巨大なる都の行政に於て其の吏僚組織を如何にするかと云ふことは極めて重大な問題であります。現在多數にある府市の官公吏を將來如何に取扱ふかと云ふことを、十分考慮しなければならぬと思ふのであります。單純に理論だけで考へる譯にも参りませぬ。従ひまして、此の案に於きましては、官吏と吏員とを併用致しまして、現在府或は市に居る吏員は、官吏と共に之を併用する。勿論之をやめて貰ふ等と云ふ意思是毛頭あ

りませぬ。之を適當に按配致しまして適當なる吏僚組織を構成しなければならぬ。唯遠く將來のことを考へますならば、何時までも斯う云つた状態で宜しいか。將來に於ては又然るべきことも考へなければならぬ。而して將來に於ては或は吏僚組織の能率化或は規律化、それ等のことを中心に考へまして、適當の案を定めて行かなければならぬことは申すまでもない。先づ差し當りの問題と致しましては、今日官吏と吏員とを適當に併用致しまして参るより外に方法がなからうと考へて居る次第であります。

2のことは、所謂この吏僚組織の規律化能率化を図ります爲に、任用待遇等に付規定を設ける方が宜いと思ふが、之れ等のことは、既に東京市でも相當の制度が設けられて居るのでありますが更に之を充實致し度い。

3のことは、市及都の吏員は之を都の官吏に任用し得る途を開き、更に之を勉強努力せしめまして、其の素質の向上を図り能率化を図る、是等のことを考へて居る次第であります。

(四) 其の他の都の機關

第四には「其ノ他ノ都ノ機關」であります。

第一に都參與の制を新設せむとするものであります。此の都參與の制は從來は餘り表面には現れて居りませぬもので、内務省と致しましても表面的には今回初めて出た案であります。色々考へましたが、所謂都政の最高顧問府として都長或は都會の双方に對し極めて中正公平なる立場を保持する都政翼成の機關と致しまして、新に此の都參與なる機關を設けて見ることに致しました。何故に斯う云ふ最高顧問機關を設ける必要を感じたかと申しますと、一つには都政に對する有識者等の動員であります。現状を見るに今日の市政、將來の都政に對し動ともす

れば本當の有識者方面に於て——之が無關心であると申しては甚だ敬意を失することになるのでありますが——どうも此等の方々が十分帝都のために働いて頂けるやうな行政の仕組みになつて居らぬやうであります。それになんとかして適當なる方法を設けて各方面の代表的人物を都政上にお迎へする、之を網羅する、動員致しまして、是非都のために働いて頂きたいと思ふ。それには相當の程度に於て相當の形を以て、相當の禮を以て御迎へしなればならぬ。其のことを制度の上に何とか考へて見たいと云ふことが一つであります。

次には、官選の都長官があり又都會がある、兩者が最もよく協調して都政が適當に行きますことを希望し期待する譯でありますけれども、又場合に依り事件に依り時に或は其の間に意見の相違を生ずる等と云ふことも其のなきを保し難いので、稀にせよそんな場合に於て、若し斯う云う最高顧問府がありますならば、其の公正なる立場と秀れたる識見に於て是は都長官の味方でもなく、又固より都會に偏することもなく、此の兩者に對し、此の間の調和調節を期待することが出来るのではなからうかと思ひます。何れも秀れたる人々の集りでありますから、言葉を變へて申しますならば、都長官による都政に付て世上色々論議される所謂官僚化等と云ふことが餘程是に依つて緩和せられて來るのでありませうし、又一面に於ては都會方面に於て云はれて居る弊害——之も言葉が適當でないかも知れませぬが、假りに其の我儘と云ふ言葉を使ひますと——都會の我儘を此の機關に依つて適當に是正して行くことが出来はしないか。例へば市役所の廳舎を月島に持つて行くとか或は何處へ持つて行くかと云ふやうなことが重大に論議された場合等には、此の都參與が發言して適當に働いて行くことが出来はしないかと考へるのであります。之が都參與設置の大體の考へ方であります。

又各方面の有力な代表的人物を都の行政に參割して頂くに致しましても、之を都會議員の中に交へて之を特別の議員とし、普通の公選にかゝる議員と肩を並べて行くのが適當であるか、或は之を本案の如き行政組織のものとして都政に參與せしめて行くのが宜いか、是はどちらにも論議あるのであります。今日迄私共が研究致しました處では、新に入つて頂く人々の地位と申しますか立場と申しますか、色々のことから考へても、矢張り普通の公選都會議員に交り都會の一部を構成すると云ふよりも、何か別個の機關で獨立して居た方が宜くはないかと考へたのであります。

其の構成は第一に貴衆兩院議員並に各國體の代表者、即ち經濟團體（商工會議所でありますとか、さう云ふやうな方面）或は文化團體等さう云ふ方面の代表的な人々、それから従前の市長或は都長と云ふやうな、非常に都政に付経験と知識とを持つて居られる方々其の他學識経験のあります人々等の中から、都長の推薦により政府の命ずる者十人、それから都會議員の中から都會で推薦せられる有力な人達では五人、結局此の十五人を以ちまして構成致しますならば、以上申しましたやうな趣旨が達成せられるのではないかと考へたのであります。

都參與設置の趣意は以上の如きものでありまして固より之は其の程度の意味のものであり、從て之が都の基本的意思機關である都會の權限を侵すものではなく、又案に都長官の執行權に干渉すべきものでもありません。其の權限は、法に定まりたる若干の事項を議決するの外に、都の最高顧問府と致しまして、都長官に於て都行政上特別重要なりと認定致しました事件に付其の審議に附したるものを審議するのであります。從來之は同じ名稱の市參與と云ふ制度があり、若干適用された例もあるのでありますが、是は今日に於て餘り必要がないものと考へ

將來之を止めたいと考へて居ります。

其の次は「都理事」であります。是は都の所謂公營事業の特殊性、殊に大都會に於ては將來益々公營事業の重要性を加へて參るものと思ふが、是は市民公益の立場からも、公營事業を能率的な組織で行ひ官僚化を廢するとは極めて必要であります。是に付何にか特別の機構を考へ得ぬかを色々相談致して、結局此の都理事と云ふ、斯う云ふ一つの制度でも設けて見たらどうかと考へたのであります。即ち公營事業の經營の爲に都參與の議を経て都理事を置くことが出来る。而して其の理事は他の業務と兼務して宜いので、他の業務を止めて有能事業家に來て貰ひ度いと云つてもそれは事實上むづかしいから、他の會社の重役等でありましたら、其の身分關係は其のまゝにして都理事として働いて頂きたい、斯う云ふやうな次第であります、斯う云ふやうな考へ方で此の制度を活用したいと思ふのであります。公營事業は種類としては電車自動車の運輸電燈市場病院など考へられるのであります。

第三は「委員」制の改正であります。御承知のやうに現在でも委員と云ふ制度がありますが、願くば將來は本當に此の委員の制の活用を圖りたい。東京市に付て見ますと、専門的の委員でなしに素人の委員と云ふと語弊がありますが、市會議員が非常に多數であり、所謂専門家を集めたやうに考へられない。どうも委員制度の本來の趣旨を十分に發揮して居ないのぢやないかと思ふ。大都市の行政は益々複雑な特殊な智識、専門的經驗を要すること勿論でありますが、どうも本來の趣旨が充分實現されて居ないやうに考へるのであります。將來は特に専門的の調査機關と云ふやうな意味を以て制度を改造したいと考へたのであります。

第四の審査會、是はやゝ細かい事務的なことになるのでありますが、現在は各種の訴訟等の裁決機關として參事會があるのであります。而して府縣參事會は行政訴訟に於て行政裁判所に參ります一つ前の審議を致して居る譯であります。實際に付て之を見ますと、之は獨り東京だけのことではないのでありますが、果して本來の使命に鑑み其の機能を十分に發揮して居るかどうか。是は只今申す通り一つの公平なるべき裁決機關であり、行政裁判所の下級審であります。其の審判機能を取扱ふものとして、現在の組織並に事實上の運行は適當であるかどうかを考へるのであります。從て、之を其の本來の性質、本來の職能に應じ組織を合理化する必要がある。さうしなければ、どうも從來往々見受けられる弊害が到底取り去られないではないかと考へられる。即ち行政訴訟等の機關として特別の審査會を設けて、特別職能を持たしめるのであります。假に考へて見ますれば、例へば部内の官吏二名、或は部外の官吏から二名、民事裁判所の判事とか稅務監督局の方とか専門的な智識を持つ人に入つて貰ひ之は内務大臣が選任し、都參事會員から互選する者が三人位、こんな風になるのではないかと思ひます。

(五) 都の財政

第五には都の財政の根本構成であります。即ち、東京市と東京府の二つの公共團體が合體致しました場合、都の財政を如何にするかの問題であります。それに付ては第一は都の經濟を單一制とする、是はもう大して議論のない處であると思ふのであります。從來より三部制と云ふ組織が甚だ好ましくないことは世上の定論であります。而して東京府に於きましても數年前の東京市の隣接町村の大合併の際三部制は廢止せられて了ひ、之は今日

に於ては僅に兵庫愛知の兩縣に残つて居るだけであります。従ひまして今度東京府市の二つの公共團體が合併するに致しましても、都の財政組織に付三部制を執ることは適當でなく、假令三多摩地方を都の區域に入るゝにしても三部制の必要はない、之は單一經濟の組織に致し度いと思ふのであります。次に、都税をどう云ふ程度並に形式に於て取るかと云ふことは、大體税の種類は之を府縣税に準じて宜いのではないかと考へますが、其の税率を何處まで取るかと云ふことが問題と思ふ。所謂區の區域即ち現在の東京市の區域に付ては、現在東京市が取つて居ります分と、東京府の取つて居ります分と合せた程度の率の都税を取る。其の他の三多摩等に付て申しますと、是は後で申し上げるやうに、其の地方には從來の市町村と云ふものは残るのでありますから、其の市町村は從來通りに市町村税を徴收しなければ勿論立つて行けなくなりますので、現在東京府が府税として取つて居る部分だけのものが將來都税として都の收入になるのであります。之は斯う云ふ風にならざるを得ないと思ふのであります。

(六) 都の監督

監督に付きましては内務大臣が之を行ふこと當然でありまして別に説明を要しないと思ひます。

(七) 都の下級組織

第七には都の下級組織であります。新に都と云ふ巨大なる公共團體が出來ますと、其の下に於て、現在の東京市の區域に付きましては、區を如何にするかと云ふ問題があり、其の他の地域に於ては、八王子市、三多摩の町村、或は大島八丈島小笠原島等の島嶼地方の問題がある譯であります。是にも色々議論はあると思ふのであります。

すが、是等の下級組織を直に一舉に變更する必要は必ずしもないと考へます。のみならず。徒に之を變更しますことは却て紛争が好ましくない。將來追ひ／＼其の實情と必要とに應じ適當の方法手段を考へることは固より必要と思ひますが、併し是は時機を待つて宜しい。従ひまして、一言で申しますと、現在の狀態を先づ一應そのまゝに繼續して都の下級組織として宜いぢやないかと考へます。従つて、區は現在の東京市の區域に於て現在の區を以て區とする。八王子の市があるが、八王子市は其の儘とし、又三多摩の町村は町村として其の儘に繼續する。唯島嶼町村制が大島支廳管内八丈支廳管内の大部分に行はれ、小笠原支廳の管内に於きましては島嶼町村制もまだ行はれて居りませぬが、是は、永年の懸案でもあり、實情に即し差支ない限りに於ては、一般の町村と同様又は類似の制を布くことにしてはどうか、地方の希望もありますし民度其の他から考へても或は差支ないのではないかと考へて居ります。唯交通其の他關係等から離島等に付きましては、固より特例を設ければならぬと考へて居ります。

多少、之れ等の點の詳細を申し上げますと、第一に區でありますが、現在の東京市の區は所謂自治區として財産營造物を持ち、其の同じ區域に學區が構成されて居ります。學區は全國各地方にあるのでありまして全國的問題であります。従つて、只今の地方制度の問題として之を切離して考へて見なければならぬのでありますが、自治區に關しましては之れ亦色々論議があるやうであります。或は此の際に於て更に自治區の權限を或る程度迄擴張し、其の自治團體的色彩を濃厚にするのが宜いと云ふ考へがあり、嘗て内務省が數年前に議會に提案した都制案にもさう云ふ考へがあつた。又其れとは全然正反對に自治區と云ふやうなものは今日の東京に於て殆んど意味

がない。或は全部自治區は之をやめて純然たる行政區にしてしまつた方が都の統制上又は實情に照らして宜しい。今日の東京の區の如きは殆んど沿革的な存在に過ぎないものであつて、積極的な活動は期待すべきではないと云ふ論もあります。各々議論に其の理由もあることと思ふのでありますが、色々と私共が考へました所では、まあ大體現状通りにして置いてそれで宜いんじゃないか、強ひて是にあれこれ手を着けて見た所でどうと云ふこともあるまいと云ふ考へ方から、先づ現状維持と云ふことに致して居るのであります。唯、後に申しますやうに、中には特殊の必要に基き若干の變更を加へたものもあるのであります。別に都の行政區劃としての區、即ち都の日常の行政事務の執行の關係からは、現在でも市に於て成るべく區役所に仕事を任し、市民は區役所に行けば用事は片附く、市役所に行かなくても宜いと云ふ方針のやうに承つて居りますが、誠に結構と思ふのでありまして、將來は更に出来るだけ此の方針を強化し、都民の便宜のため又事務能率の増進の爲め成るべく區役所を尊重してやつて行きたいと考へて居る次第であります。大體以上の通りでありまして、都の區は、其の權能としては都條例の定むる所に依り財産營造物に關する事務を處理する、又現在も區に屬する市税と云ふ一つの制度があります。將來も區に屬する都税と云ふやうなことは認めて置かなければならぬと思ひます。又起債に付ては恒久的の起債は之を許しませぬが、一時借入金の場合は現在之を認めないことになつて居るのであります。後年度に跨がる恒久的の起債は區としては適當でないと考へますけれども、一會計年度に於きまして一時の金庫の不足を補ふ意味に於て爲す、一時借入金制度は必要であると考へまして、此の程度のこととは認めたいと考へたのであります。

それから第二の「區ノ議決機關」であります。區會議員ノ定數ハ十五人乃至二十五人トスルコト、之は現在より餘程區會議員の數が減ります。而して區會議員の定數を減らしたい考へは、都會議員の定數を今日の市會議員の定數よりも減らしてある考へと全く同じ考へ方であります。同時に、區會議員と都會議員とは相兼ねることが出来ないこととしました。現在に府會議員と市會議員と相兼ねて宜しい建前になつて居るのであります。將來は之が出来ないことに致したい、而して是は左様に致したが宜いと考へて居るのであります。それから區の執行機關であります。是は「區長ハ都吏員トシ、都長官之ヲ任命スルコト」又都の事務は成るべく區長に分掌セシムルコト、となつて居ります。是は只今申しました通りであります。尙區の監督に付きましては「區ハ第一項ニ於テ都長官、第二項ニ於テ内務大臣之ヲ監督スルコト」是も當然のことであります。

第二に町會に關することありますが、この點も亦今回の地方局案に於て初めて現れて居るもので過去の案に於きましては存在しないのであります。東京と云ふが如き大都會に於きましては、或る考へ方から致しますれば、本當の自治と云ふものは最下級の組織に於てのみ之を見ることが出来る。斯うも考へられるのであります。範圍は狭いが、然し心理的根柢に立つ本當の意味の自治と云ふものがあれば、之を正しい形式に於て助長し發展せしむる爲め、何等かの適當の手段を講ずることは必要でありはしないかと思はれる。現在に於ても市當局の御心配もあり、非常に都合よく町會關係のことも段々整備が出来、進んで居るやうに伺つて居るのでありまして、是は非常に結構であると思ふのでありますが、都制の制定に當ても何等かのことも考へ得られないものか。之により却て順調なる進行が阻害せられることは固より好ましくないが、何等か都制の中に其の法的根據を與へて置

いて其の發展を助成することは如何であらうか。かう考へまして、極めて簡単な形式に於て其の基礎を設けることとしました。是は町會の實狀を出来るだけ尊重するので、此の制度を設けたために其の自然的發展を阻害することは不可であるが、大體に於てさう云ふことを考へたのであります。

第一は、「都參與ノ議ヲ經テ區域ヲ分チ町會ノ區域ヲ劃シ得ルコト」、町會は現在東京に於て三千位あると聞いて居りますが、區域のなか／＼廣い所もあり、又極めて小さい所もある、必ずしも之を劃一にする必要は勿論ないのであります。差支ない限り段々之を相當合理的なものにして行くことは考へて見てもよい。又同じ地域に二つの町會もあると云ふやうなことを聞いて居るのでありますが、之れ等は固より適當に整備する必要があると思ふのであります。それから町會長は、現在其の町會員諸君が何等かの相當の形式を以ち之を決定して居られるのでありますから、將來も成るべくは其の町會の意向を尊重致しまして、町會の中から適當な人を出す。其の人に町會長としての職務をやつて頂く。町會長の仕事は區長の事務を援助し或は部内の共同事務を處理するのであります。

此の町會の實際上必要であることは申すまでもなく、現在の區の下に於て、直ちに區役所から市民へと云ふことでは、諸事萬端なか／＼徹底は致しませぬ。之は今回の精神總動員運動等に付ても痛切に感ずる所でありまして、區の内部に於て更に町會と云ふもう一つの段階組織があつて、それが市民に接し世話をする、或は町會の下に更に細かい別個の組織も必要であるかも知れません。兎に角町會の内容も整へ且之を通じて、區長の事務部内の共同事務を圓滑に處理して貰ひ度いと斯う思ふのであります。

最後に、現在町會から若干の經費を取つて居ります。一戸から十錢取り或は一圓取りして集めて居るが、其の金はどう云ふ風に使はれて居るか、さう云う心配があると云ふのであります。必ずしもそれは間違つて居ないと思ふのでありますけれども、併し何しろ金錢上のことでありまして、相當の手續を設けて其の疑がないやうにして置く。成るべくさう云ふ妙な猜疑心のやうな氣持等が起らないやうにして行くことが或は適當ではあるまいかと考へ、必要により或は報告を取るとか、何か適當の方法で會計上のことを考へて見たいと思つたのであります。全部を通じて町會のことは洵に簡單なものであります。今日では先づ此の程度に於て何等かの法的の根據を與へ、之を基礎として町會の指導獎勵と云ふことに努力して見たらどうであらうかと云ふ氣持であるのであります。

以上、大體に於て申上げましたる事柄が、東京市の過去及現狀に見、其の將來を考へ又廣く國家的立場を失ふことなく、私共が今回都制案要綱を考へ之を立案致したときの卒直なる心持を申上げた次第であります。卒直に申上りましたが爲め、或は場合により失禮等の言辭があつたかも知れませぬが、其の點は何卒萬々御諒承御寛容を頂きたいと思ひます。



昭和十三年七月十六日印刷
昭和十三年七月二十日發行
定價金 十 錢

〔東京都調査編輯に就て〕

編輯兼 財團 東京市政調査會
發行者 法人 東京市政調査會

東京市京橋區築地四丁目四番地
印刷者 鈴 木 茂

發行所 財團 東京市政調査會

東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

刷印社會式株刷印間三屋中

OAZ

384